

次期練馬区障害者計画の基本理念・計画策定の視点について（案）

1 基本理念

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自立して暮らし続けることができる共生社会をめざします。

【考え方】

障害者基本法の目的規定には、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することが記載されている。この考え方に基づき、練馬区における障害者施策を構築する。

【解 説】

- 「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し」とは

⇒障害のある人もない人も同じ人権をもって、大切な人として認められ、生きる権利を持っています。障害があるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、一人ひとりの人格と個性を尊重し、擁護する必要がある。

- 「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自立して暮らし続けることができる共生社会」とは

⇒障害の種類や状況にかかわらず、地域のなかで、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、それぞれの個性や能力を発揮し、いきがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会を表している。

- 「自立」とは

⇒単に、「就労による自立」「日常生活の自立」「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、それぞれの障害特性に合わせた生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味する。

2 計画策定の視点

基本理念の実現のため、「あんしん」「いきがい」「つながり」の3つの視点を横軸とし、さまざまな施策を進めます。

【3つの視点】

- ① **あんしん** 『だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備します。』
⇒障害特性に応じたサービスの質の向上や障害のある人の高齢化や重度化、住まいなど、住み慣れた地域で暮らしていくための支援に取り組む。
- ② **いきがい** 『いきがいをもって暮らし、豊かな生活を送ることを支援します。』
⇒地域の一員として主体的に活動できるように、就労や社会参加の支援の充実に取り組む。
- ③ **つながり** 『地域や関係機関などのネットワークを強化し、自立生活を支援します。』
⇒ライフステージに応じた切れ目のない支援、障害の有無にかかわらず、ともに尊重し支えあえる地域づくりに取り組む。